**機能検査の重要性について**

**１．最終処分場定期検査の義務付け**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号。）（以下「改正法」という。）は平成22年5月19日に公布され、また、これに伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号）（以下「改正令」という。）が平成22年12月22日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第１号）（以下「改正規則」という。）が平成23年１月28日にそれぞれ公布され、平成24年4月1日から施行されました。

（１）最終処分場関連の改正内容

「最終処分場等の廃棄物処理施設について設置の許可を受けた者は、当該施設について**定期的に都道府県知事の検査**を受けなければならないこと」とされています。

（２）定期検査の対象

一般廃棄物の最終処分場(市町村の設置に係る最終処分場を除く。) 、産業廃棄物の最終処分場、休止中の廃棄物処理施設及び埋立処分が終了した廃棄物の最終処分場(認定熱回収施設を除く。)となっています。

（３）定期検査事項

**廃棄物処理施設が構造基準に適合**しているかどうかについて検査されます。

（４）立入検査、行政指導等

維持管理基準等への適合性については定期検査において確認する事項ではありませんが、定期検査の実施に当たり、維持管理基準等に適合していないおそれがあると判断された場合には、必要に応じ、立入検査、行政指導等が実施されます。

（５）定期検査の頻度

定期検査は、施設の使用前検査(変更の許可に係るものを含む。)を受けた日又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から５年３月以内ごとに実施することになっています。

**２．第三者機関による機能検査でトラブルの未然防止**

「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き(標準発注仕様書及びその解説)　最終処分場編　最終処分場」(環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)が**平成25年11月に改正**され、「最終処分場の維持管理基準を満たすとともに、早期の廃止を目指した適正な維持管理（埋立廃棄物の管理、埋立方法、適正な水処理・埋立ガス排除、日常の点検）を行っていくことが重要で、長期的な維持管理を行う上で、耐用年数を超える場合には、管理者の責任において、適切な交換、補修等を適宜行う必要がある（例えば、未埋立区画において長期間露出した状態の遮水シートの交換など）としています。

特に**維持管理方法として、第三者の立場で機能検査の出来る技術者による定期、不定期の機能検査が、各トラブルを未然に防止する方法として重要である。**」と明記されています。

現場代理人及び主任技術者等の資格（記入例）

1) 詳細設計

［解説］基本的には、最終処分場の設計に関する実績を有していること（ 例えば直近５年以内など）を条件とし、必要に応じて、例えば技術士法で定められた**技術士やRCCM等の資格**を記載させることが考えられる。

2) 現場監督【**土木一級施工管理技士** 】

［解説］遮水シートの施工については、例えば、日本遮水工協会の**施工管理技術者、施工技能者等の資格**を記載させることが考えられる。

3) 第三者機関による検査者（推奨事項）

［解説］設計・施工が問題ないものであることを確認するため、**専門のNPO など、信頼のおける第三者機関の検査**を実施することが望ましい。

（※当協会及び資格認定試験に合格した資格者を保有する企業等が相当します。）

これにより、事業者には、最終処分場の計画・設計・施工・管理・閉鎖・廃止そして跡地利用にわたり、それぞれが連携して機能するように適正な管理と運営維持により、最終処分場の機能の健全性と安全性の確保が一層求められることになります。

**３．環境省人材認定等事業への登録**

　最終処分場機能検査者の資格認定は、平成26年5月23日付で**環境省人材認定等事業に登録**されました。この人材認定等事業については、平成26年6月5日付で環境省HP「環境教育の人材育成・人材認定等事業データベース」の登録事業「リサイクル・廃棄物」に掲載されています。

|  |
| --- |
| 環境省HP (<https://edu.env.go.jp/reg/detail/index.html#D4>)より抜粋登録事業「リサイクル・廃棄物」特定非営利活動法人最終処分場技術システム研究協会[リサイクル･廃棄物／認定事業／全国／主務省：環境省]最終処分場機能検査者資格認定のための講習および試験の実施 |

**４．最終処分場機能検査者資格認定制度への期待**

　**「最終処分場定期検査の義務付け」、「廃棄物処理施設の発注仕様書への定期検査資格の明記」及び「環境省人材認定等事業への登録」**により、NPO・LSAが進めている「最終処分場機能検査者資格認定制度」の必要性と期待が一層高まりました。

**＜最終処分場機能検査者の資格取得による利点＞**

（１）最終処分場に興味を持ち、**最終処分に関する視野が広がり**、関係業務に意欲を持って前向きに活動できます。

（２）機能検査者の資格は、最終処分場技術者の技術力の証明となり、第三者の立場の公正な目で検査を行う技量が得られ、**対外活動に関する力が発揮**できます。

（３）機能検査者の資格を持っていれば、自社の最終処分場（特に産業廃棄物最終処分場）に関しても次のようなメリットがあります。

①自社処分場の管理が客観的に、かつ、適正に行われていることを社外に向けて発信でき**、**自社最終処分場の運営に関する**企業の信用度を一段と高める**ことになります。

②機能検査者の資格が広く社会に宣伝され、他の最終処分場の管理者も資格取得に前向きになって行き、自社が次の最終処分場を建設する場合に、**住民との合意形成が容易**になります。

（４）数年前から、行政の機能検査は義務付けされ、厳しい維持管理が行われますが、機能検査者の資格を持っている管理者が管理していれば、**安心して検査が受けられます**。

（５）本資格は、廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き(標準発注仕様書及びその解説)最終処分場編　最終処分場」(環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)にも明記されています。当協会としては、最終処分場の信頼性向上のために、建設工事（ＤＢＯ・ＰＦＩ等）や維持管理委託業務に、請負者の必要資格としてもらえるように普及啓蒙活動を行っています。

（６）最終処分場の機能を理解した技術者が多く存在し、すぐれた機能を持つ最終処分場が多くなれば、社会的な信用は向上し、**建設反対の運動が減少**して行きます。

最終処分場の機能の健全性と安全性の確保のため、定期検査を行う側、受験する側どちらにとっても、NPO・LSAが進めている最終処分場機能検査者資格認定制度は、定期検査の計画及び実施を行う際に十分に応えることができる制度であると考えます。各機能検査者が実施する機能検査により、現在の最終処分場の状態を正しく把握し、必要な措置を講じることが、最終処分場の安全性の担保及び住民の信頼性確保に大きな貢献ができると確信しております。

特定非営利活動法人

最終処分場技術システム研究協会

最終処分場機能検査者資格認定委員会